

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) リース事業の内容</p> <p style="text-align: center;">[削る]</p> <p><u>ア</u> 畜産整備リース事業（以下「経営リース」という。） 畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。</p> <p><u>イ</u> 食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「食肉リース」という。） 食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。</p> <p><u>ウ</u> 生乳流通効率化支援リース事業（以下「生乳リース」という。） 生乳等の流通の効率化及び多様化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p style="text-align: center;">[削る]</p>	<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) リース事業の内容</p> <p><u>ア</u> <u>畜産環境対策リース事業（以下「環境リース」という。）</u> <u>畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して家畜排せつ物処施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付ける。</u></p> <p><u>イ</u> 畜産整備リース事業（以下「経営リース」という。） 畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して畜産環境整備に必要な施設等を貸し付ける。</p> <p><u>ウ</u> 食肉販売等合理化施設整備リース事業（以下「食肉リース」という。） 食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等を図るため、食肉処理、加工、販売事業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。</p> <p><u>エ</u> 生乳流通効率化支援リース事業（以下「生乳リース」という。） 生乳等の流通の効率化及び多様化を図るため、乳業者、生乳流通業者、牛乳販売業者等に対して必要な施設等を貸し付ける。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p><u>(1) 環境リース</u></p> <p><u>ア 貸付対象施設等の範囲</u> <u>貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、主な施設等は、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）と</u></p>

	<p>する。ただし、(ア) から (エ) までに掲げる貸付施設等の範囲については、家畜ふん尿の処理に必要な施設等及び施設内に設置する家畜ふん尿処理に必要な機械・装置並びに貸付施設と合わせて導入する堆肥の切り返しに必要な車両とする。</p> <p><u>(ア) 家畜ふん尿（家畜ふん尿由来の堆肥等を含む。）の乾燥処理施設等</u></p> <p><u>(イ) 家畜ふん尿（家畜ふん尿由来の堆肥等を含む。）の発酵処理施設等</u></p> <p><u>(ウ) 畜産排水の浄化・液肥化处理施設等</u></p> <p><u>(エ) 畜舎等から発生する臭気を脱臭処理するための施設等</u></p> <p><u>(オ) 死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等</u></p> <p><u>(カ) 衛生管理区域（農場内において病原体の持込を防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域）に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等</u></p> <p><u>(キ) 野生動物等からの病原体の侵入防止に必要な施設等</u></p> <p><u>(ク) その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等</u></p> <p><u>a 家畜の排せつ物処理又は飼養衛生管理の改善に関するもの</u></p> <p><u>b (ア) から (キ) において畜産環境対策のための先進的な技術体系にかかるもの</u></p> <p><u>イ 借受者の範囲等</u></p> <p><u>(ア) 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>a 畜産経営を営む農業者（法人化しているものを除く。）</u></p> <p><u>b 農業協同組合</u></p> <p><u>c 農業協同組合連合会</u></p> <p><u>d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）</u></p>
--	---

	<p><u>e 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>f 株式会社又は持分会社であって農業（畜産業を含む。以下同じ。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（a）又は（b）に該当するものは除く。</u></p> <p><u>（a）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの</u></p> <p><u>（b）その総株式又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（a）に掲げるもの（e又はjを除く。）の所有に属しているもの</u></p> <p><u>g 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</u></p> <p><u>h 中小企業等協同組合</u></p> <p><u>i 一般社団法人又は一般財団法人（寄付行為又は定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）</u></p> <p><u>j 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</u></p> <p><u>k その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）</u></p> <p><u>l 協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和30年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する法人をいう。）</u></p> <p><u>m PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間団体をいう。）</u></p>
--	---

	<p><u>n 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体</u></p> <p><u>o 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した法人をいう。）</u></p> <p><u>p 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>q 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（a）及び（b）の要件に適合するもの</u> <u>（a）農業を営む個人が主たる構成員であること</u> <u>（b）当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること</u></p> <p><u>i 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること</u></p> <p><u>ii 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること</u></p> <p><u>iii 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別しないこと</u></p> <p><u>iv 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと</u></p> <p><u>v 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること</u></p> <p><u>r その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの</u></p> <p><u>（イ）借受者の要件</u> <u>借受者は、以下の要件を満たすものとする。</u> <u>a 借受者は、次のいずれかに該当するものとする。</u> <u>（a）（ア）のaからiまで、k、q又はrのいずれかに該当するもの</u></p>
--	--

	<p><u>(b) (a) に該当する2者以上で構成する集団</u></p> <p><u>(c) (ア) のbからdまで、g、j又はmからrまでのいずれかに該当する堆肥センター</u></p> <p><u>(d) (ア) のb、c、f、h、i又はlのいずれかに該当すると畜場(肉畜のと畜解体から部分肉まで一貫して処理行う食肉処理施設(と畜場と食肉加工施設が同一の敷地内にあって、一体的に機能しているものを含む。))</u></p> <p><u>b aの(d)に該当する(ア)のfの株式会社については、農業を食肉処理と読み替えるものとし、(ア)のb又はcが株主となっている株式会社であって、(ア)のb若しくはc、地方公共団体又は農畜産業振興機構がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものとする。</u></p> <p><u>ウ 借受団体及び再借受者</u></p> <p><u>農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの(以下「団体等」という。)は、借受団体となることができ、団体等の構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。)又は、イの(イ)のaに該当する借受者に対して、直接又は転貸借受団体等を介して、貸付施設等の再貸付けをすることができるものとする。</u></p> <p><u>エ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</u></p> <p><u>(ア) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下このエにおいて「契約」という。)の締結をしている者であること。</u></p>
--	---

(1) 経営リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、主な施設等は、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア)～(オ) [略]

イ 借受者の範囲等

(ア) [略]

(イ) 借受者の要件

a [略]

b aの(d)に該当する(ア)のfの株式会社にあつては、(ア)のb又はcが株主となっている株式会社であつて、(ア)のb若しくはc、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産機構」という。）がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものとする。

c [略]

d aの(d)については、以下のいずれかに該当すること。

(a)・(b) [略]

(c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が(b)に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、機構が適当と認めたもの

ウ [略]

(2) 食肉リース

ア 貸付対象施設等の範囲

(イ) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(ウ) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。

(2) 経営リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、主な施設等は、別表2に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア)～(オ) [略]

イ 借受者の範囲等

(ア) [略]

(イ) 借受者の要件

a [略]

b aの(d)に該当する(ア)のfの株式会社にあつては、(ア)のb又はcが株主となっている株式会社であつて、(ア)のb若しくはc、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものとする。

c [略]

d aの(d)については、以下のいずれかに該当すること。

(a)・(b) [略]

(c) その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事が(b)に掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、環境機構が適当と認めたもの

ウ [略]

(3) 食肉リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、主な施設等は、**別表2**に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア)～(エ) [略]

イ 借受者の範囲等

(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等

a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）

ただし、中古機械等を**貸し付ける**にあたっては、次に掲げる全ての要件を満たす食肉販売事業協の組合員とすることができる。

i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員 の数が300人を超えないもの（以下「中小法人」という。）であること。

ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）

ただし、中古機械等を貸し付けるにあたっては、次に掲げる**全て**の要件を満たす食肉販売事業連の組合員とすることができる。

i 中小法人であること。

ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(c) [略]

(d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、主な施設等は、**別表3**に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。

(ア)～(エ) [略]

イ 借受者の範囲等

(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等

a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合（以下「食肉販売事業協」という。）

ただし、中古機械等を**貸付ける**にあたっては、次に掲げる全ての要件を満たす食肉販売事業協の組合員とすることができる。

i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員 の数が300人を超えないもの（以下「中小法人」という。）であること。

ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(b) 食肉販売事業協をもって組織する協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）

ただし、中古機械等を貸し付けるにあたっては、次に掲げる**すべて**の要件を満たす食肉販売事業連の組合員とすることができる。

i 中小法人であること。

ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

(c) [略]

(d) 一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」

という。)

ただし、中古機械等を貸し付けるにあたっては、次に掲げる全ての要件を満たす副産物協会の会員とすることができる。

- i 中小法人であること。
- ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

[以下略]

(3) 生乳リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、主な施設等は、別表3に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

[以下略]

3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

借受者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、貸付けの申請時に当該チェックシートを機構に提出するものとする。

また、環境負荷低減チェックシートに記載された各取り組みについて、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、別途指示する時期に当該チェックシートを機構に提出するものとする。

という。)

ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす副産物協会の会員とすることができる。

- i 中小法人であること。
- ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。

[以下略]

(4) 生乳リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、主な施設等は、別表4に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。

[以下略]

3 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

借受者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づく「みどりのチェックシート（畜産）」若しくは「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、貸付けの申請時に当該チェックシートを機構に提出するものとする。

第2 貸付期間

1 [略]

2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。

(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。ただし、貸付施設等が中古機械等である場合又は経営リースと畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)若しくは国内肥料資源利用拡大対策事業を併用する場合は、貸付期間を短縮することはできない。

(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数(理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数)までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。(本号による延長は、経営リースと畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)、ICT化等機械装置等導入事業、酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業又は国内肥料資源利用拡大対策事業を併用する場合を除く。)

(3) [略]

第3 貸付料

1～3 [略]

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費

第2 貸付期間

1 [略]

2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。

(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。

(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数(理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数)までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。(本号による延長は、第1の1の(1)のイのリース事業と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)、持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策若しくは酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業を併用する場合を除く。)

(3) [略]

第3 貸付料

1～3 [略]

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費

税等相当額の合計額をその基準とする。

(1) [略]

(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率(以下「基準料率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者(機構に対し滞納している債務(過去に機構の補助付きリース事業を利用したことがある者)にあっては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。)がない者に限る。)が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる(貸付施設等が中古機械等である場合又は経営リースと畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)、ICT化等機械装置等導入事業、酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業若しくは国内肥料資源利用拡大対策事業を併用する場合を除く。)

[削る]

ア 経営リース

(ア)～(オ) [略]

税等相当額の合計額をその基準とする。

(1) [略]

(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率(以下「基準料率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者(機構に対し滞納している債務(過去に機構の補助付きリース事業を利用したことがある者)にあっては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。)がない者に限る。)が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる(貸付施設等が中古機械等である場合又は第1の1の(1)のイのリース事業と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)、持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策若しくは酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業を併用する場合を除く。)

ア 環境リース

(ア)貸付申請額が1申請当たり200万円以上であって、かつ、機構のリース事業(補助付きリース事業を含む。)を利用した実績があること。

(イ)畜産経営を行っている認定農業者又は認定新規就農者であること。

(ウ)畜産経営を行っている女性経営者であること。

(エ)家畜・畜産物に係るGAP又は農場HACCPの認証農場経営者又は認証取得に必要な施設等を借り受ける者であること。

(オ)家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

イ 経営リース

(ア)～(オ) [略]

<p><u>イ</u> 食肉リース (ア) <u>別表2</u>の(3)で指定する衛生管理機械を借り受ける者であること。 (イ)～(エ) [略]</p> <p><u>ウ</u> 生乳リース 指定認定機関から乳若しくは乳製品の HACCP 等の認証を受けた者又は認証を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。</p> <p><u>エ</u> 貸付申請の内容、施策との整合性等から判断して、負担軽減を特に図る必要があると理事長が認めた者であること。 (3)～(6) [略] 5・6 [略]</p> <p>第4・第5 [略]</p> <p>第6 保険の取扱い 1 保険加入の義務 借受者は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。ただし、第2の2の(2)により貸付期間を延長したときは、延長した期間中及び借受者が機構に対する債務の履行を怠ったときは、期限の翌日から履行までの期間中、借受者が当該損害保険料及び当該保証保険料を自ら負担するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7・第8 [略]</p>	<p><u>ウ</u> 食肉リース (ア) <u>別表3</u>の(3)で指定する衛生管理機械を借り受ける者であること。 (イ)～(エ) [略]</p> <p><u>エ</u> 生乳リース 指定認定機関から乳若しくは乳製品の HACCP 等の認証を受けた者又は認証を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。</p> <p><u>オ</u> 貸付申請の内容、施策との整合性等から判断して、負担軽減を特に図る必要があると理事長が認めた者であること。 (3)～(6) [略] 5・6 [略]</p> <p>第4・第5 [略]</p> <p>第6 保険の取扱い 1 保険加入の義務 借受者は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。<u>なお、環境リースにあつては、当該損害保険料相当額及び当該保証保険料相当額については、原則として、機構が借受者に代わって負担するものとする。</u>ただし、第2の2の(2)により貸付期間を延長したときは、延長した期間中及び借受者が機構に対する債務の履行を怠ったときは、期限の翌日から履行までの期間中、借受者が当該損害保険料及び当該保証保険料を自ら負担するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7・第8 [略]</p>
---	---

第9 貸付けの申請

1・2 [略]

3 貸付申請書の添付書類等

(1) [略]

(2) 経営リースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

ア～カ [略]

(3)・(4) [略]

4 [略]

5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から第3の4の(2)のアの(オ)の適用に係る貸付申請書が提出されたときは、当該事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。

6 [略]

第10～第12 [略]

第13 売買契約違反等に対する措置

1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。

2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機

第9 貸付けの申請

1・2 [略]

3 貸付申請書の添付書類等

(1) [略]

(2) 環境リース及び経営リースにあつては、集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

ア～カ [略]

(3)・(4) [略]

4 [略]

5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から第3の4の(2)のアの(オ) 又はイの(オ)の適用に係る貸付申請書が提出されたときは、当該事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。

6 [略]

第10～第12 [略]

第13 売買契約違反等に対する措置

1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。

2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口

構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、年9.0%、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに締結した契約については、年8.8%、令和4年4月1日から令和8年3月31日までに締結した契約については、年8.7%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14・第15 [略]

座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、年9.0%、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに締結した契約については、年8.8%、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに締結した契約については、年8.7%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14・第15 [略]

[削る]

別表1

貸付施設等及びその貸付期間
環境リース

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、 浄化槽（主としてコンクリート製の もの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として 金属製のもの）	14
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として 木製のもの）	5
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製 のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金 属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木 製のもの）	5
ふん尿処理機械 ・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装 置）、火力乾燥機、送風機（装 置）、換気扇、固液分離機、脱水 機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化 装置	7
切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダ ー等切り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作 業機のみでの申請は不可	7
悪臭防止用機械	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

	・装置		
	<u>(2) 衛生関連施設等</u>		
	<u>項 目</u>	<u>品 目</u>	<u>貸付期間 (年)</u>
	<u>死亡家畜による 病原体伝播の防 止に必要な施設 等</u>	<u>死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等</u>	<u>7</u>
	<u>衛生管理区域に 立ち入る車両の 消毒や衛生管理 区域内にある畜 舎等の消毒に必 要な施設等</u>	<u>車両消毒槽（主としてコンクリート 製のもの） 噴霧機（装置）、洗浄機（装置）、消 毒機等</u>	<u>17</u> <u>7</u>
	<u>野生動物等から の病原体の侵入 防止に必要な施 設等</u>	<u>防鳥ネット 防獣柵等（主として金属製のもの） 防獣柵等（主として木造のもの）</u>	<u>5</u> <u>14</u> <u>5</u>
	<u>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</u>		
	<u>2 繰り返し作業機については、堆肥舎等との同時申請の場合に 限るものとし、繰り返し作業機のみでの申請は認めないことと する。</u>		
	<u>3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった 貸付施設等に基づき定めるものとする。</u>		

貸付施設等及びその貸付期間

別表 1

[略]

別表 2

経営リース

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	1 7
	堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	1 4
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として木製のもの）	5
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	1 4
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、脱水機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7
	トラック	5

	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
散布機	マニユアスプレッダー、バキュームカー（けん引式のもの）、尿ポンプ、ブロードキャスタ、レインガン	7
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
その他	太陽光発電システム関連機器	7
	発電機	7
	電気設備	7
	蓄電池電源設備	6
(2) 飼料の生産、給与等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設（主としてコンクリート製のもの）	1 7
	飼料貯蔵施設（主として金属製のもの）	1 4
	飼料貯蔵施設（主としてFRP製のもの）	8
	飼料貯蔵用施設用屋根（主として金属製のもの）	1 4
	飼料貯蔵用施設用屋根（主として木製のもの）	5
	ハーベスター、モア、カッター、レ	7

	飼料作物生産・調製用機械	ーキ、ハーベラー、ロールベラー、テッター、ハーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、ハロー、栽培管理用機械	
	飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7
	運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、ホイールローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
		トラック	5
		ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
	その他	太陽光発電システム関連機器	7
		発電機	7
		電気設備	7
		蓄電池電源設備	6
	(3) 家畜飼養管理等施設等		
	項 目	品 目	貸付期間(年)
家畜飼養管理施設		簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	17
		簡易畜舎 (主として金属製のもの)	14
		簡易畜舎 (主として木製のもの)	5
		畜舎屋根 (主として金属製のもの)	14
		畜舎屋根 (主として木製のもの)	5

	家畜管理機械・装置	家畜哺育用機器、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置（搾乳ロボット）、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機（装置）、洗浄機（装置）、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7	
		コンピューター（サーバー用を除く）	4	
		コンピューター（サーバー用）	5	
		プリンター、ハンディターミナル	5	
	家畜・卵運搬用機械	トラック	5	
	その他	太陽光発電システム関連機器	7	
		発電機	7	
		電気設備	7	
		蓄電池電源設備	6	
	（４） 6次産業化に関する施設等			
		項 目	品 目	貸付期間 (年)
		畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器 ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセージ製造関連機械	10

	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10
	鶏卵加工品製造機器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10
製品保管用 機械・装置	ストッカー		6
	非冷ショーケース、製品保管用棚（陳列棚）		8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置		9
経営管理用 機械	コンピューター（サーバー用を除く）		4
	コンピューター（サーバー用）		5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル		5
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</p> <p>2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成25年4月8日25環機208号）の2の（2）で定めるものに限る。</p> <p>3 電気設備については、建物附属設備として（1）～（3）の施設と同時申請の場合は、それぞれの施設の貸付期間と同一とする。</p> <p>4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>			

別表 2

[略]

別表 3

食肉リース

(1) 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機、スキンナー	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5

	経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4
		コンピューター（サーバー用）	5
		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
	汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
		貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10
	その他	ショベルローダー	7
		室内運搬機、垂直搬送機	4
		シンク、作業台	5
		作業場用空調機	6
		飲食店用機械	8
		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9
	(2) 食肉処理等施設等		
	保管用機械・装置	ストッカー	貸付期間(年) 6
		非冷ショーケース、食肉保管用棚（陳列棚）	8
		冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9

	食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
	惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
	車両	冷蔵・冷凍車（軽）、保冷車（軽）	4
		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5
	計量用機械	自動計量機	5
	経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4
		コンピューター（サーバー用）	5
		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5

	と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングベン、ランディングマシン、スタニングガン、殴打式スタニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髄吸引装置、脊髄除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリュコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ボイル装置、副生物冷却用製氷機	10
	汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
		貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10
	その他	ショベルローダー	7
		室内運搬機	4
		シンク、作業台	5
		作業場用空調機	6
		飲食店用機械	8
		解凍庫、金属検出機、コンプレッサ一、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管	9

<p>(3) 第3の4の(2)の<u>イ</u>の(ア)により指定する衛生管理機械 [略]</p>	<table border="1" data-bbox="1160 193 2056 416"> <tr> <td data-bbox="1160 193 1397 416"></td> <td data-bbox="1397 193 1883 416"> 理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、給湯機器、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置 </td> <td data-bbox="1883 193 2056 416"></td> </tr> </table> <p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>(3) 第3の4の(2)の<u>ロ</u>の(ア)により指定する衛生管理機械 冷蔵・冷凍車 冷蔵・冷凍車（軽） 冷蔵・冷凍車（車台） 冷蔵・冷凍車（コンテナ） 洗浄機 室内衛生管理機器 内臓処理機 残毛処理機</p>		理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、給湯機器、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	
	理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、給湯機器、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置			

別表3

[略]

別表4

生乳リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ミルクタンクローリー 及びミルクタンクコン テナ等	ミルクタンクローリー(車 台、タンク、メータ)	5
	ミルクタンクトレーラー (ヘッド)	4
	ミルクタンクトレーラー (車台、タンク、メータ)	5
	ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク(タンク)	3
	ソフトタンク(洗浄装置)	1.5
貯乳冷却施設	建物	2.0
	構築物(さく井工、汚水処 理施設)	1.5
	構築物施設に係る舗装工 事	1.0
	機械器具	1.0
	污水处理施設の機械器具	7
オートサンプラ	オートサンプラ、電磁流量 計	5
滅菌貯乳施設	建物	2.0
	構築物	1.0
	機械器具	1.0
情報通信機器		5
保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3

	経営管理機器	コンピューター（サーバー用を除く）	4
		コンピューター（サーバー用）	5
		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
	販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6
	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械	10
	その他	飲食店用機械	8
梱包機		9	
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>			

[削る]

別紙様式の1の1（直接リース）

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（環境リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称
ふりがな
氏 名 等
電話番号

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

（1）貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) (2) の借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額及び損害保険に係る損害保険料相当額について、畜産環境対策リース支援事業の補助金交付手続きを行うこと及びその補助金を受領し、当該貸付契約に係る保証保険料及び損害保険料として保険会社に支払うこと等、機構にその手続きを委任します。

(4) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

(注) 貸付申請書の記載は、次に掲げる様式とする。

- ・環境リース（と畜場以外） 様式1号-1を準用
- ・環境リースのうち、と畜場 様式1号-2

別紙様式の1の1 (直接リース)

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称
ふりがな
氏 名 等
電話番号

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

別紙様式の1の2 (直接リース)

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称
ふりがな
氏 名 等
電話番号

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

(1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- ・ 経営リース [様式1号](#)又は[様式4号-1](#)～[様式4号-3](#)を準用
- ・ 食肉リース [様式2号](#)
- ・ 生乳リース [様式3号](#)

3 誓約事項

(1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- ・ 経営リース [様式2号](#)又は[様式5号-1](#)～[様式5-4](#)を準用
- ・ 食肉リース [様式3号](#)
- ・ 生乳リース [様式4号](#)

別紙様式の1の2（直接リース）

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
（経営リース：環境対策リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

[追加]

3 誓約事項

(1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

(4) リース物件購入価格（税抜）に対する補助金及び機構が物件購入時に立替払いする補助金に係る消費税相当額を、第 1 回目の貸付料等納付期限に併せて納入します。

(注) 貸付申請書の記載は、様式 4 号－ 4 を使用する。

[削る]

[削る]

様式 1 号 [略]

様式 2 号 [略]

様式 3 号 [略]

様式 4 号- 1 [略]

様式 4 号- 2 [略]

様式 4 号- 3 [略]

様式 4 号- 4 [略]

※様式 1 号～様式 4 号- 4 の詳細は別紙参照

別紙様式の 2 [略]

別紙様式の 2 の 1 [略]

様式 1 号- 1 [略]

様式 1 号- 2 [略]

様式 2 号 [略]

様式 3 号 [略]

様式 4 号 [略]

様式 5 号- 1 [略]

様式 5 号- 2 [略]

様式 5 号- 3 [略]

様式 5 号- 4 [略]

別紙様式の 2 [略]

別紙様式の 2 の 1 [略]

[削る]

別紙様式の2の2の(1)

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(環境リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

氏 名 等

電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

(1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) (2) の借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額及び損害保険に係る損害保険料相当額について、畜産環境対策リース支援事業の補助金交付手続きを行うこと及びその補助金を受領し、当該貸付契約に係る保証保険料及び損害保険料として保険会社に支払うこと等、機構にその手続きを委任します。

(注) 貸付申請書の記載は、次に掲げる様式とする。

- ・環境リース（と畜場以外） 様式1号-1を準用
- ・環境リースのうち、と畜場 様式1号-2

別紙様式の2の2の(1)

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「畜産環境整備機構保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

別紙様式の2の2の(2)

番 号
令和 年 月 日

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「畜産環境整備機構保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- ・ 経営リース 様式1号又は様式4号-1
～様式4号-3を準用
- ・ 食肉リース 様式2号
- ・ 生乳リース 様式3号

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

- ・ 経営リース 様式2又は様式5号-1
～様式5-4を準用
- ・ 食肉リース 様式3号
- ・ 生乳リース 様式4号

別紙様式の2の2の(2)

番 号
令和 年 月 日

[追加]

畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書
(経営リース：環境対策リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

氏 名 等

電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

(1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

(2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。

(3) リース物件購入価格（税抜）に対する補助金及び機構が物件購入時に立替払いする補助金に係る消費税相当額を、第1回目の貸付料等納付期限に併せて納入します。

(注) 貸付申請書の記載は、様式4号-4を使用する。

附 則（令和7年4月3日7農畜機第7号承認）

1 この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 改正前の要領に基づき実施した貸付け及び貸付けに係る業務の取扱いについては、なお従前の例による。

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正
(様式部分)

改正後	現 行																																																										
[削る]	<p style="color: red; font-weight: bold; text-decoration: underline;">様式1号-1</p> <p style="text-align: right; font-size: 10px;">貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リース）</p> <p>1. 経営・財務の内容について</p> <p>(1) 経営規模・実績等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名・生年月日・年齢</td> <td style="width: 20%;">(代表者氏名)</td> <td style="width: 20%;">生年月日 (西暦)</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">年 齢 歳</td> </tr> <tr> <td>労働力（従業員数）・後継者の有無</td> <td>人</td> <td>うち家族労働</td> <td>人</td> <td>雇用労働</td> </tr> <tr> <td>家族構成（個人の場合のみ）</td> <td colspan="4">人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">直近の経営規模</td> <td>飼養頭羽数</td> <td>頭(羽)</td> <td>頭(羽)</td> <td>頭(羽)</td> </tr> <tr> <td>前期の出荷頭羽数</td> <td>頭(羽)</td> <td>頭(羽)</td> <td>頭(羽)</td> </tr> <tr> <td>家畜の生産性</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>田畑等の面積</td> <td>田 ha</td> <td>畑 ha</td> <td>草地 ha</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>前々々期（千円）</td> <td>前々期（千円）</td> <td>前期（千円）</td> <td>3ヵ年平均（千円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営 実 績</td> <td>売上高①</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td>営業利益②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税引後利益（青申所得額）④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(減価償却費)⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>返済財源⑥</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(A)</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">注1) 「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。 注2) 「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、()にその内訳(本人、妻、子○人等)を記入。 注3) 飼養頭(羽)数は、乳牛(経産牛・未経産牛・育成牛等)の頭数、肉牛(黒毛・F1等)の頭数、豚(母豚、肥育豚等)の頭数、採卵鶏(成鶏等)の羽数及び肉鶏(成鶏等)の羽数を記入。 注4) 出荷頭(羽)数は、前期の出荷頭(羽)数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。 注5) 「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。 ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量 ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔(月数)、肥育は出荷牛の1日平均増体重 ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率 ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量 ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率 注6) 個人の場合は、②と③は記入不要。 注7) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。 (赤字の場合は、0.7を乗ぜず。)</p> <p>(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。)・年間要返済額</p> <p>短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計(B) _____ 千円</p> <p>年間要返済額(前期実績)(C) _____ 千円</p> <p>(3) 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)</p> <p>(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2</p> <p>(4) 債務返済年数(⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。)</p> <p>【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≦ 10年</p>	氏名・生年月日・年齢	(代表者氏名)	生年月日 (西暦)	年 月 日	年 齢 歳	労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	家族構成（個人の場合のみ）	人				直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	前期の出荷頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	家畜の生産性				田畑等の面積	田 ha	畑 ha	草地 ha	区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	経営 実 績	売上高①			/	営業利益②			経常利益③			税引後利益（青申所得額）④			(減価償却費)⑤			返済財源⑥			(A)
氏名・生年月日・年齢	(代表者氏名)	生年月日 (西暦)	年 月 日	年 齢 歳																																																							
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働																																																							
家族構成（個人の場合のみ）	人																																																										
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)																																																							
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)																																																							
	家畜の生産性																																																										
	田畑等の面積	田 ha	畑 ha	草地 ha																																																							
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）																																																							
経営 実 績	売上高①			/																																																							
	営業利益②																																																										
	経常利益③																																																										
	税引後利益（青申所得額）④																																																										
	(減価償却費)⑤																																																										
	返済財源⑥				(A)																																																						



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分	実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①							
返済財源（A）②							
要 返 済 債 務	短期	銀行					
		その他					
	計③						
	長期	機構					
		公庫					
		銀行					
		その他					
	計④						
	合計⑤（③+④）						
余剰⑥（①+②-⑤）							

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額（円単位）	円	円	円	円
合計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア、所有地又は借地： 所有地 借地（借地期限 年 月）			
	イ、現在の状況： 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
	ウ、所有権以外の権利設定の有無： 無・有 ⇒貸付施設に権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料率低減の申請（低減料率適用可能な場合、（ア）～（オ）のいずれかに○） 実施要領第3の4の（2）のアの（ア） ・ （イ） ・ （ウ） ・ （エ） ・ （オ） に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（2）のアの（イ）の認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写しを提出

4. 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

7. 別紙「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」及び令和6年度数量契約の写し又は理由書

別紙

年 月 日

配合飼料価格安定制度加入に関する申告書
(環境リース)

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者(申告者)
住 所〒
法人名
氏名又は法人の代表者名

私は、令和6年度畜産高度化支援リース事業のうち畜産環境対策リース事業の貸付申請をするに当たり、畜産高度化支援リース事業実施要領の第1の2の(1)のエの規定に基づき、配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記のとおり申告します。
また、本申告に虚偽があった場合には、貸付申請の受理の取消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、一般財団法人畜産環境整備機構が、配合飼料価格安定基金の定める業務方法書に基づく基本契約及び毎年度行われる数量契約(以下この申告書において「契約」という。)の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することに同意します。

※以下の項目のうち、該当するいずれか一つの項目について□にチェック、又は
■にしてください。(また、その内訳について①及び②について、必要に応じてご記入ください。)

- 1 私は、令和6年度において契約を締結しています。
(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する令和6年度の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。)
⇒①、②を記入
- 2 私は、令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していません。
- 3 私は、令和5年度に契約を締結していましたが、別添の理由により、令和6年度に契約を締結していません。
(自給飼料への転換等、令和6年度に契約を締結しなかった理由を記載した理由書を、この申告書に添付してください。様式は任意です。)
⇒①、②を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等(貸付申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

・住 所:

・氏 名:

印

(法人経営者の場合)

・所在地:

・法人名:

・代表者名:

印

注: 配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等をご記入ください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況(該当する欄に○をご記入ください。)

(一社) 全国配合飼料供給安定基金(全農基金)
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金)
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金(商系基金)

	令和5年度	令和6年度
(一社) 全国配合飼料供給安定基金(全農基金)		
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金)		
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金(商系基金)		

[削る]

様式1号-2

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リースのうち と畜場）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	代表者氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日	歳
労働力（従業員数）	人	うち家族労働	人	雇用労働
前期のと畜頭（羽）数	牛	豚	その他（ ）	その他（ ）
	頭	頭	頭(羽)	頭(羽)
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）
経営 実績	売上高①			
	営業利益②			
	経常利益③			
	税引後利益（青所得額）④			
	（減価償却費⑤）			
	返済財源⑥			

注) ⑥の返済財源は、経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。（赤字の場合は、0.7を乗せず。）

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。）・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計 (B) _____ 千円
 年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = _____ ≧ 1.2

(4) 債務返済年数（⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。）

【(B) + (D)】 ÷ (A) = _____ 年 ≤ 10年



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)		円	円	円
消費税額（円単位）		円	円	円
合 計(円単位)		円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無(いずれかに○)		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
事業地について *建物・構築物の造成の場合		ア. 所有地又は借地： 所有地 借地（借地期限 年 月）		
		イ. 現在の状況： 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日		
		ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設に権利が及ばないよう措置		
貸付期間の短縮又は延長		年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）		年1回払い		年4回払い
<p>附加貸付料率低減の申請（低減料率適用可能な場合、（ア）～（オ）のいずれかに○）</p> <p>実施要領第3の4の（2）のアの（ア） ・ （イ） ・ （ウ） ・ （エ） ・ （オ） に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。</p>				

【添付書類】

1. 財務諸表

直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 附加貸付料の低減に該当する場合は、該当する書面等の写し。

4. 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等

5. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式1号

〔略〕

様式2号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	(代表者氏名)		生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢	歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人	後継者 有 ・ 無
家族構成（個人の場合のみ）	人					
直近の経営規模	飼養頭羽数		頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	前期の出荷頭羽数		頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	家畜の生産性					
	田畑等の面積	田	ha	畑	ha	草地 ha
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）		
経営 実績	売上高①					
	営業利益②					
	経常利益③					
	税引後利益（青申所得額）④					
	（減価償却費⑤）					
	返済財源⑥					(A)

注1) 「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。

注2) 「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、()にその内訳(本人、妻、子〇人等)を記入。

注3) 飼養頭(羽)数は、乳牛(経産牛・未経産牛・育成牛等)の頭数、肉牛(黒毛・F1等)の頭数、豚(母豚、肥育豚等)の頭数、採卵鶏(成鶏等)の羽数及び肉鶏(成鶏等)の羽数を記入。

注4) 出荷頭(羽)数は、前期の出荷頭(羽)数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。

注5) 「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。

- ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
- ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔(月数)、肥育は出荷牛の1日平均増体重
- ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
- ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
- ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率

注6) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注7) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
(赤字の場合は、0.7を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。)・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計(B) _____ 千円
 年間要返済額(前期実績)(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2

(4) 債務返済年数(⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。)

【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≤ 10年

〔略〕



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額（円単位）	円	円	円	円
合計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分（いずれかに○）	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年（中古のみ記入）				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無（いずれかに○）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地： 所有地 借地（借地期限 年 月）			
	イ. 現在の状況： 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設に権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料率低減の申請（低減料率適用可能な場合、（ア）～（オ）のいずれかに○） 実施要領第3の4の（2）のイの（ア） ・ （イ） ・ （ウ） ・ （エ） ・ （オ） に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

- 財務諸表
個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）
- 納税証明書（その3、税務署発行のもの）
- 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（2）のイの（イ）の認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写しを提出
- 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等
- 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額（円単位）	円	円	円	円
合計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分（いずれかに○）	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年（中古のみ記入）				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無（いずれかに○）	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地： 所有地 借地（借地期限 年 月）			
	イ. 現在の状況： 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設に権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料率低減の申請（低減料率適用可能な場合、（ア）～（オ）のいずれかに○） 実施要領第3の4の（2）のイの（ア） ・ （イ） ・ （ウ） ・ （エ） ・ （オ） に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

- 財務諸表
個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）
- 納税証明書（その3、税務署発行のもの）
- 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（2）のイの（イ）の認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写しを提出
- 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等
- 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等
- みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式 2 号

[略]

様式 3 号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（食肉リース）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	代表者氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢	歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人
食品衛生法に 基づく営業許可証	許可証の種類		番号	有効期限	年 月 日
	許可証の種類		番号	有効期限	年 月 日
前期における販売金額（千円）	牛肉	豚肉	鶏肉	その他（ ）	惣菜
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	
経営 実績	売上高①			/	
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益（青申所得額）④				
	（減価償却費⑤）				
	返済財源⑥				

注1) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
(赤字の場合は、0.7を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。）・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計 (B) _____ 千円
 年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込)(D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2

(4) 債務返済年数（⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。）

【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≦ 10年

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短 期	銀行						
		その他						
	計③							
	長 期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

[略]

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分(いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法(いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料率低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(エ)のいずれかに○) 実施要領第3の4の(2)のウの(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合:直近3か年の青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合:直近3か年の決算書(貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表(貸借・損益)

2. 納税証明書(その3、税務署発行のもの)

3. 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の(2)のウの(エ)に該当する場合は、認定書もしくは認定申請に係る書類の写し

4. 見積書、カタログ及び図面(図面のみ原本証明を行ったもの)等

5. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

6. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式3号

[略]

様式4号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（生乳リース）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	代表者氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢	歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人
集送乳委託契約締結日	年 月 日	ミルクタンクローリー稼働台数	台		
一般貨物自動車運送事業許可番号	番号	許可年月日	年 月 日		
前期における輸送量	生乳	牛乳	その他（ ）		
	t	t	t		
前期におけるCS施設の取扱乳量	生乳	前期における販売額（千円）	生乳	牛乳	その他（ ）
	t				
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	
経営実績	売上高①			/	
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益（青申所得額）④				
	（減価償却費）⑤				
	返済財源⑥				

注1) 組合等から集送乳の委託を受けている場合は、委託契約時期を記入すること。

注2) 貸付施設等が集送乳車の場合は、前期における輸送量を記入すること。

注3) 貸付施設等がCS施設の場合は、前期における取扱乳量を記入すること。

注4) 貸付施設等が牛乳販売関係、乳製品製造機器、飲食店用機械の場合は、前期における販売額を記入すること。

注5) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注6) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
(赤字の場合は、0.7を乗ぜず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。）・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計 (B) _____ 千円
 年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2

(4) 債務返済年数（⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。）

【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≦ 10年

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)		円	円	円
消費税額（円単位）		円	円	円
合 計(円単位)		円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分（いずれかに○）		新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古
製造年（中古のみ記入）				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無（いずれかに○）		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
貸付期間の短縮又は延長		年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）		年1回払い		年4回払い
附加貸付料率低減の申請 有 ・ 無（いずれかに○）				
実施要領第3の4の（2）のエに定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

1. 財務諸表

- 個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
- 法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

- 3. 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（2）のエに該当する場合は、認定書もしくは認定申請に係る書類の写し
- 4. 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等
- 5. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 6. 貸付施設等の設置場所が牛乳販売店（個人事業、共同事業を含む）の場合は、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書
- 7. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体（取得）価額(円単位)		円	円	円
消費税額（円単位）		円	円	円
合 計(円単位)		円	円	円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分（いずれかに○）		新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古
製造年（中古のみ記入）				
施設等設置場所（車両の保管場所）				
車両ナンバー登録の有無（いずれかに○）		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
貸付期間の短縮又は延長		年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法（いずれかに○）		年1回払い		年4回払い
附加貸付料率低減の申請 有 ・ 無（いずれかに○）				
実施要領第3の4の（2）のエに定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付書類】

1. 財務諸表

- 個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
- 法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

- 3. 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（2）のエに該当する場合は、認定書もしくは認定申請に係る書類の写し
- 4. 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等
- 5. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 6. 貸付施設等の設置場所が牛乳販売店（個人事業、共同事業を含む）の場合は、借受団体等が借受者である牛乳販売店の負う債務の支払について機構に保証する旨の誓約書
- 7. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式4号-1

[略]

様式5号-1

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース：クラスター）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	(代表者氏名)		生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢 歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働 人	雇用労働 人	後継者 有・無	
家族構成（個人の場合のみ）	人				
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
	家畜の生産性				
	田畑等の面積	田 ha	畑 ha	草地 ha	
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	
経営 実績	売上高①			/	
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益（青申所得額）④				
	（減価償却費⑤）				
	返済財源⑥				

注1) 「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。

注2) 「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、()にその内訳(本人、妻、子〇人等)を記入。

注3) 飼養頭(羽)数は、乳牛(経産牛・未経産牛・育成牛等)の頭数、肉牛(黒毛・F1等)の頭数、豚(母豚、肥育豚等)の頭数、採卵鶏(成鶏等)の羽数及び肉鶏(成鶏等)の羽数を記入。

注4) 出荷頭(羽)数は、前期の出荷頭(羽)数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。

注5) 「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。

- ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
- ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔(月数)、肥育は出荷牛の1日平均増体重
- ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
- ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
- ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率

注6) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注7) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。(赤字の場合は、0.7を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。)・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計(B) _____ 千円
 年間要返済額(前期実績)(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2

(4) 債務返済年数(⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。)

【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≦ 10年

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
クラスター補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所 (車両の保管場所)				
車両保険加入の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間	年	年	年	
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
クラスター補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所 (車両の保管場所)				
車両保険加入の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
貸付期間	年	年	年	
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式4号-2

[略]

様式5号-2

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース：畜産ICT）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	(代表者氏名)		生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢 歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人
後継者	有 ・ 無				
家族構成（個人の場合のみ）	人				
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	家畜の生産性				
	田畑等の面積	田 ha	畑 ha	草地 ha	
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	
経営 実績	売上高①				/
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益（青申告所得額）④				
	（減価償却費⑤）				
	返済財源⑥				

- 注1) 「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。
- 注2) 「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、()にその内訳(本人、妻、子〇人等)を記入。
- 注3) 飼養頭(羽)数は、乳牛(経産牛・未経産牛・育成牛等)の頭数、肉牛(黒毛・F1等)の頭数、豚(母豚、肥育豚等)の頭数、採卵鶏(成鶏等)の羽数及び肉鶏(成鶏等)の羽数を記入。
- 注4) 出荷頭(羽)数は、前期の出荷頭(羽)数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。
- 注5) 「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。
 ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
 ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔(月数)、肥育は出荷牛の1日平均増体重
 ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
 ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
 ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率
- 注6) 個人の場合は、②と③は記入不要。
- 注7) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申告所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
 (赤字の場合は、0.7を乗ぜず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。)・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計(B) _____ 千円

年間要返済額(前期実績)(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

(A) ÷ 【(C) + (今回申請のリース事業費(税込)(D) _____ 千円 ÷ 貸付期間 _____ 年)】 = ≧ 1.2

(4) 債務返済年数(⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。)

【(B) + (D)】 ÷ (A) = 年 ≦ 10年

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短 期	銀行						
		その他						
	計③							
	長 期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
畜産ICT補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所				
貸付期間	年	年	年	
(短縮又は延長がある場合のみ記入)	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
畜産ICT補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所				
貸付期間	年	年	年	
(短縮又は延長がある場合のみ記入)	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細

法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）

決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式4号-3

[略]

様式5号-3

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース：楽酪GO）

1. 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢	《代表者氏名》		生年月日 (西暦)	年 月 日	年齢 歳
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人
家族構成（個人の場合のみ）	人				
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)		頭(羽)	頭(羽)
	家畜の生産性				
	田畑等の面積	田	ha	畑	ha
	草地	ha			
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）	
経営 実績	売上高①				/
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益（青申所得額）④				
	（減価償却費⑤）				
	返済財源⑥				

注1 「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。

注2 「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、()にその内訳(本人、妻、子〇人等)を記入。

注3 飼養頭(羽)数は、乳牛(経産牛・未經産牛・育成牛等)の頭数、肉牛(黒毛・F1等)の頭数、豚(母豚、肥育豚等)の頭数、採卵鶏(成鶏等)の羽数及び肉鶏(成鶏等)の羽数を記入。

注4 出荷頭(羽)数は、前期の出荷頭(羽)数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。

注5 「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。

- ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
- ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔(月数)、肥育は出荷牛の1日平均増体重
- ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
- ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
- ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率

注6 個人の場合は、②と③は記入不要。

注7 ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
(赤字の場合は、0.7を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。)・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計(B) _____ 千円
 年間要返済額(前期実績)(C) _____ 千円

(3) 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

$$(A) \div [(C) + (\text{今回申請のリース事業費(税込)} (D) \text{ 千円} \div \text{貸付期間} \text{ 年})] = \boxed{\quad} \geq 1.2$$

(4) 債務返済年数(⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。)

$$[(B) + (D)] \div (A) = \boxed{\quad} \text{ 年} \leq 10 \text{ 年}$$

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
畜産GO補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所				
貸付期間	年	年	年	
(短縮又は延長がある場合のみ記入)	年→年	年→年	年→年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

- 個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
 決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
畜産GO補助金額C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	新品 ・ 中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所				
貸付期間	年	年	年	
(短縮又は延長がある場合のみ記入)	年→年	年→年	年→年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

- 個人の場合：直近3ヵ年の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合：直近3ヵ年の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
 決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表（貸借・損益）

2. 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. みどりのチェックシート（畜産）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

様式4号-4

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース：環境対策）

1. 経営・財務の内容について

（1）経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢		（代表者氏名）		生年月日 （西暦）		年 月 日		年 齢 歳	
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人	後継者		有	無
家族構成（個人の場合のみ）		人							
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)	
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)	
	家畜の生産性								
	田畑等の面積	田	ha	畑	ha	草地	ha		
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）					
経営 実績	売上高①				/				
	営業利益②								
	経常利益③								
	税引後利益（青申所得額）④								
	（減価償却費）⑤								
	返済財源⑥								

注1）「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。

注2）「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、（ ）にその内訳（本人、妻、子〇人等）を記入。

注3）飼養頭（羽）数は、乳牛（経産牛・未経産牛・育成牛等）の頭数、肉牛（黒毛・F1等）の頭数、豚（母豚、肥育豚等）の頭数、採卵鶏（成鶏等）の羽数及び肉鶏（成鶏等）の羽数を記入。

注4）出荷頭（羽）数は、前期の出荷頭（羽）数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。

注5）「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。

- ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
- ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔（月数）、肥育は出荷牛の1日平均増体重
- ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
- ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
- ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率

注6）個人の場合は、②と③は記入不要。

注7）⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
（赤字の場合は、0.7を乗せず。）

（2）外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。）・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計 (B) _____ 千円
年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

（3）返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ [(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 + 貸付期間 _____ 年)] - _____ ≧ 1.2

（4）債務返済年数（⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。）

[(B) + (D)] ÷ (A) - _____ 年 ≦ 10年

様式5号-4

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース：畜産ICT及び産酪GO）

1. 経営・財務の内容について

（1）経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢		（代表者氏名）		生年月日 （西暦）		年 月 日		年 齢 歳	
労働力（従業員数）・後継者の有無	人	うち家族労働	人	雇用労働	人	後継者		有	無
家族構成（個人の場合のみ）		人							
直近の経営規模	飼養頭羽数	頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)	
	前期の出荷頭羽数	頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)		頭(羽)	
	家畜の生産性								
	田畑等の面積	田	ha	畑	ha	草地	ha		
区分	前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3ヵ年平均（千円）					
経営 実績	売上高①				/				
	営業利益②								
	経常利益③								
	税引後利益（青申所得額）④								
	（減価償却費）⑤								
	返済財源⑥								

注1）「氏名・生年月日・年齢」欄について、法人の場合は代表者分を記入。

注2）「家族構成(個人の場合)」欄は、生計を同一にする世帯の人数を記入し、（ ）にその内訳（本人、妻、子〇人等）を記入。

注3）飼養頭（羽）数は、乳牛（経産牛・未経産牛・育成牛等）の頭数、肉牛（黒毛・F1等）の頭数、豚（母豚、肥育豚等）の頭数、採卵鶏（成鶏等）の羽数及び肉鶏（成鶏等）の羽数を記入。

注4）出荷頭（羽）数は、前期の出荷頭（羽）数を記入。乳牛の場合は、子牛等の出荷頭数を記入。

注5）「家畜の生産性」欄は、畜種ごとに以下を記入。

- ① 乳牛：品種及び1頭当たりの年間搾乳量
- ② 肉牛：品種、一貫・肥育の別、一貫は平均分娩間隔（月数）、肥育は出荷牛の1日平均増体重
- ③ 養豚：一貫・肥育の別、一貫は母豚1頭当たり年間分娩頭数、肥育は1頭当たりの飼料要求率
- ④ 採卵：1羽当たりの年間鶏卵生産量
- ⑤ 肉鶏：1羽当たりの飼料要求率

注6）個人の場合は、②と③は記入不要。

注7）⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。
（赤字の場合は、0.7を乗せず。）

（2）外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計。役員借入金を除く。）・年間要返済額

短期 _____ 千円 長期 _____ 千円 合計 (B) _____ 千円
年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

（3）返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ [(C) + (今回申請のリース事業費(税込) (D) _____ 千円 + 貸付期間 _____ 年)] - _____ ≧ 1.2

（4）債務返済年数（⇒10年を超える場合は、債務の削減が必要。）

[(B) + (D)] ÷ (A) - _____ 年 ≦ 10年

[略]



- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円未満の場合：前ページの（3）若しくは（4）のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成し、提出。
- 今回申請のリース事業費（税込）が1千万円以上の場合：上記を問わず、以下の返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績 (前期)	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
期首現預金①								
返済財源（A）②								
要 返 済 債 務	短期	銀行						
		その他						
	計③							
	長期	機構						
		公庫						
		銀行						
		その他						
	計④							
	合計⑤（③+④）							
余剰⑥（①+②-⑤）								

注1) ①は、実績に期首現預金の額を記入。初年度以降は、前年の余剰⑥の額を記入。

注2) ②は、実績に前期の返済財源を記入。初年度以降は、3ヶ年平均である前ページ（A）の返済財源を記入。

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
環境対策補助金額 C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所 (車両の保管場所)				
車両保険加入の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地: 所有地 借地 (借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況: 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無: 無・有 ⇒貸付施設に権利が及ばないよう措置			
貸付期間	年	年	年	
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合: 直近3ヵ年の青色申告決算書 (損益計算書・貸借対照表) 及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合: 直近3ヵ年の決算書 (貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)
 決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表 (貸借・損益)

2. 納税証明書 (その3、税務署発行のもの)

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
機械本体価額 A	円	円	円	0円
Aの消費税額 B	0円	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円	0円
ICT・GO補助金額 C (A×1/2以内)	円	円	円	0円
高度化支援取得価額 D (A-C)	0円	0円	0円	0円
備考欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
型式・面積・容積				
新品・中古の区分 (いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年 (中古のみ記入)				
施設等設置場所				
貸付期間	年	年	年	
(短縮又は延長がある場合のみ記入)	年→年	年→年	年→年	
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法 (いずれかに○)	年1回払い		年4回払い	

【添付書類】

1. 財務諸表

個人の場合: 直近3ヵ年の青色申告決算書 (損益計算書・貸借対照表) 及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合: 直近3ヵ年の決算書 (貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)
 決算期から半年以上経過しているときは、直近の合計残高試算表 (貸借・損益)

2. 納税証明書 (その3、税務署発行のもの)

3. 事業主体へ提出する見積書、カタログ及び図面等の写し

4. 中古機械等にあつては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面

5. 共同利用の施設等については、団体の規約・組織規程・会計規程等

6. みどりのチェックシート (畜産) 又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート